

財務省告示第百四十四号

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン各國産電解二酸化マンガンに係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査について、同条第六項ただし書の規定により調査を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月二十五日

財務大臣 額賀 福志郎

一 延長される調査の期間 六箇月

二 延長の理由 予定されていた調査期間内に、主要な証拠等を入手したところではあるが、調査の透明性を確保しつつ証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため